三　前項第二号に掲げる者（ただし、最近三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比し五パーセント以上減少している者、又は最近一ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二ヵ月を含む三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。）を対象とする場合は、三億円を限度に、年〇・二パーセントとする。

四　前項第二号に掲げる者（ただし、雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、三億円を限度に、年〇・三パーセントとする。

五　前三号は、同時に適用することができるものとする。

六　前項第三号に掲げる者（ただし、最近三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比し五パーセント以上減少している者又は最近一ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二ヵ月を含む三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。）を対象とする場合は、年〇・三パーセントとする。

七　前項第三号に掲げる者（ただし、雇用の維持又は拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、年〇・二パーセントとする。

八　前二号は、同時に適用することができるものとする。

九　前項第四号に掲げる者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。

十　前項第五号に掲げる者（ただし、最近三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比し五パーセント以上減少している者又は最近一ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二ヵ月を含む三ヵ月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前年同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。）を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・三パーセントとする。

十一　前項第五号に掲げる者（ただし、雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・二パーセントとする。

十二　前二号は、同時に適用することができるものとし、第九号及び第十号又は第九号及び前号は、同時に適用することができないものとする。

4　前項第一号から第五号までの利子補給率については、平成二十三年三月十二日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができ、同項第六号から第八号までの利子補給率については、同年四月一日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した経営環境変化対応資金と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができるものとする。ただし、遡って適用した場合の利子補給率が遡る前の利子補給率を下回る場合を除く。

5　第三項第九号から第十二号までの利子補給率については、平成二十三年四月一日以降の特定資金の貸付けの日に遡って適用することができるものとする。

（保証に関する事項）

第七条　第三条第三号、第四号及び第六号に掲げる者の特定資金に係る債務の保証については、当該債務者の委託を受けて行うものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額等）

第八条　東日本大震災に関する事業に関する危機対応業務のうち、第三条第三号（第五条第五項第一号に規定するところにより、損害担保取引の対象となる中堅企業を除く。）から第七号までに掲げる者に対する特定資金の貸付け等については、法第十五条に規定する危機対応円滑化業務実施方針第四条第三号に定める限度額を適用しないものとする。

2　省令第二条第三項に規定する主務大臣が別に定める場合とは、第三条第三号から第七号までに掲げる者に対して特定資金の貸付け等を行う場合とする。

3　指定金融機関による産活法第二十四条の二第一項に規定する出資の限度額については、定めないものとする。

第三章　災害等に係る事案

（危機対応業務の対象となる者）

第九条　第一条第二号及び第三号の事案（以下「災害等に係る事案」という。）に関する危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一　第一条第二号に規定する事案については、同号に係る災害により被害を受けた者

二　第一条第三号に規定する事案については、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している事業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第十条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローンについては、前条第一号及び第二号に掲げる者を対象として指定金融機関が行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　第一条第三号ヌに掲げる相談窓口に係る事案に関する前条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、第一条第三号ヌに掲げる相談窓口に係る事案に係る災害により被害を受けた外国法人（前条第二号に掲げる者と資本関係を有する海外事業のために設立された法人をいう。以下同じ。）への資金融通を行わせることを目的として実施する貸付けを含むものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第十一条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損害担保取引については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　第九条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、一億五千万円（組合については、四億五千万円）とし、同時期に公庫が実施する災害復旧貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

二　第九条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金（前号に掲げるものを除く。）を合計して四億八千万円（平成二十四年三月三十一日までは、七億二千万円とする。）とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付けに限るものとする。

三　第一条第三号ヌに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、第一条第三号ヌに掲げる相談窓口に係る事案に係る災害により被害を受けた外国法人への資金融通を行わせることを目的として実施する貸付けを含むものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第十二条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　利子補給の支給の対象は、次に掲げるものとする。

一　平成二十四年三月八日までに行われる特定資金の貸付けであって、第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害により被害を受けた福島県南会津郡只見町及び大沼郡金山町の区域内に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を町長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

二　平成二十四年三月二十五日までに行われる特定資金の貸付けであって、第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた三重県熊野市及び南牟婁郡紀宝町、奈良県吉野郡天川村及び十津川村並びに和歌山県田辺市、新宮市、日高郡日高川町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び古座川町の区域内に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け